

平成29年8月21日

美作市長 萩原誠司様

美作市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 豊久朔代

美作市情報公開条例（平成17年美作市条例第10号）第12条第1項に基づく  
諮問について（答申）

平成29年1月31日付美作管財第434号に係る下記の諮問について、別紙の  
とおり答申いたします。

記

#### 平成28年度情報公開諮問第2号

こぶしの里後山の備品盗難と建造物損壊事件に関する ①対応記録票，②平成  
28年10月25日全員協議会提出資料「こぶしの里後山の被害状況の報告につ  
いて」の公開請求に対し，部分公開とした決定（美作管財第380号）に対する，  
本件審査請求人（以下「審査請求人」という。）がした審査請求についての諮問

(別紙)

## 第1 当審査会の結論

美作市長（以下「実施機関」という。）が行った，本件公文書部分公開決定は妥当である。

## 第2 審査請求及び審査の経緯

### 1 審査請求人からの公開請求

審査請求人は，平成28年12月1日，実施機関に対し，美作市情報公開条例（平成17年美作市条例第10号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき，こぶしの里後山の備品盗難と建造物損壊事件についての聴取書等，発覚から現在に至るまでの市の対処がわかる書類一式について，公文書公開請求をした。

### 2 実施機関の決定

実施機関は，上記1の公開請求に対し，平成28年12月7日付美作管財第380号により公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

### 3 審査請求

審査請求人は，平成28年12月13日，本件決定を不服として実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

実施機関は，平成29年1月31日付美作管財第434号，条例第12条第1項の規定により，美作市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して，本件審査請求について諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張の概要

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，本件決定を取り消し，全部公開することを求めるも

のである。

## 2 審査請求の理由及び主張

審査請求人の審査請求の理由及び主張は、要約すると、情報公開制度に対する基本的な認識と条例の解釈運用をも誤った恣意的処分と考えられること及び開示すべき文書の存在があることも十分うかがえることを主な理由としている。

## 第4 実施機関の主張

実施機関が理由説明書で述べている説明は要約すると次のとおりである。

- ① 本件公開文書に記載された警察の捜査内容に関する部分について、たとえ微細な情報であっても、公開することにより警察の捜査手法や進展状況を推察する恐れがあり、犯人の逃走や証拠隠滅、または他の犯罪発生を助長し、警察の犯罪捜査及び防犯に著しい支障を及ぼすことが認められる。
- ② 既に公開した文書以外に公開対象の文書は存在しない。

## 第5 当審査会の判断

- 1 実施機関が不開示とした部分を明らかにすると、捜査機関の捜査手法や進展状況等の手の内が判明し、罪を犯した者等が証拠隠滅し、罪を犯した者の逃走を容易にするおそれがあるだけでなく、他の犯罪発生を助長するおそれが認められる。これに対し、審査請求人は、対応した警察署名や派出所名などの警察情報を積極公開することが犯罪の抑止、犯罪の予防の観点から必要である旨主張するが、その様な事実を認めるに足る証拠はなく、捜査機関の手の内情報を晒すことにより、かえって他の犯罪発生を助長する危険性があるため、審査請求人の主張を認めることはできない。
- 2 担当関係職員への質疑・聴取の結果、既に部分公開している本件公文書の他には文書が作成されておらず、保管もされていないことを確認した。

よって、本件非公開部分は、公開することにより、個人の生命、身体、財産

等の利益の保護，犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報と認められ，条例第9条第4項に該当する。

### 3 結論

以上より，「第1 当審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処理内容
平成29年 1月31日	諮問書の收受
平成29年 1月31日	弁明書の收受
平成29年 3月24日	審議
平成29年 7月 7日	審議